



JSS 便り

ジャパニーズ・ソーシャル・サービスの公式ニュースレター

会長のメッセージ

デービッド・池田

日ごとに秋の気配が感じられる季節となり、JSSもカウンセリングと各種プログラムを開始いたしました。

JSSは今秋、新たなファンディングイベントを始める事にしました。10月19日には、カウンセラーの公家孝典氏と三船純子氏がJSSの募金活動の一環としてScotiabank Waterfront Marathonに参加いた



します。公家氏はフルマラソン(42 km)を、三船氏はハーフマラソン(21 km)を走る予定です。

非常勤のカウンセラーである三船氏は経験豊かなランナーです。以前JCCCの理事を勤め、JSSのカウンセラーとして長らく勤務してきた彼女のご存知の方も多いでしょう。公家氏はJSSの常勤カウンセラーであり、今年初めてフルマラソンに挑

みます。公家氏は昨年Scotiabankのハーフマラソンを完走しました。

JSSではカウンセラーやスタッフ、そしてボランティアの方々がやってきた意義ある種々の活動を、今後とも継続して行くために、皆様からのご支援を必要としています。現在JSSは財政面において、厳しい状態に置かれております。私自身も個人的に政府の資金援助プログラムに参加し、トロント市から現状通りの支援が受けられるよう活動しています。JSSは新たな資金源を模索するとともに、現況の資金源を維持するためにも努力を重ねています。

Scotiabank Waterfront Marathonを通じ、JSSへご寄付いただけるようお願いいたします。寄付はインターネット上の寄付フォームからしていただけます。JSSホームページ(www.jss.ca)に掲載の電子版ニュースレター・JSS便りをご覧ください。

前川ご夫妻の送別会

スタッフより

2014年9月4日、JSS前会長・前川威男氏と前ボランティア・コーディネーターの前川照子氏を送る会がCongee Starレストランにて開催されました。前川ご夫妻はカナダで長い年月を過ごし、13年にわたってJSSに多大なる貢献をしてこられ、今回日本にご帰国されることになりました。

会にはご夫妻の友人、JSSスタッフ、理事会メンバー、またボランティアの方々など、約50人が出席しました。



JSS現会長のデービッド・池田氏は前川ご夫妻の長年にわたる貢献と尽力をたたえ、感謝の意を表しました。前川ご夫妻は出席者に感謝するとともに、JSSへの引き継ぎの支援をお願いされました。

出席者は中華コース料理7品を楽しみ、前川ご夫妻はそれぞれのテーブルを回って出席者一人一人と歓談されました。ご夫妻のご帰国を惜しみつつ、今後のご活躍をお祈りいたします。

日本でのハーグ条約施行 について(後編):

JSSカウンセラー 公家孝典

ハーグ条約が2014年4月1日付で日本で施行されました。これにより、前編で例として挙げた、家族のケースでは、もし日本人の母親が、

父親に無断で子どもを日本に連れ去った場合、カナダ人の父親はハーグ条約を通じて『子どもの返還』を請求することができるようになり、返還請求が為されれば、日加両国のハーグ条約に係る中央当局が『連れ去られた子どもを速やかに“常居地（「連れ去り」が起こる前の子どもの居住地）”に返還する』という目的を達成するために迅速に動きます。日本人の母親が子どもの返還に同意しない場合には、日本の裁判所で審議が行われ、裁判所が“子どもの返還が、その子どもに「重篤な危険」を及ぼす”という判断を下さない限り、裁判所はその子どもの返還命令を出すように義務付けられています。

「重篤な危険」の明確な定義はないようですが、返還請求が認められるためにはいくつかのクリアな条件があります。例えば、片方の親によるもう一方の親への親権の侵害がなければならぬこと、「連れ去り」が起こってから1年以内に返還請求が為されていること、また、日本が連れ去り先および連れ去り元であるケースについては、2014年の4月1日以降に起きた事案であることなどが挙げられますが、『面会交流請求』に関して、この条約は遡及力があるものな

ので、施行日以前に起きた連れ去りの事案に関して、子どもを連れ去られた側の親がハーグ条約を通じて面会交流権を求めることは可能です。

ハーグ条約加盟国の間でもその運用には差異があるようです。例えば、イギリスに子どもが連れ去られた場合、イギリスの中央当局が外国在住の返還請求者の裁判費用、弁護士料および渡航・滞在費用を負担します。イギリスだけでなく、たくさんの方が同様のシステムを持っているようです。日本の現行の法律では、日本が連れ去り先になっているケースでも、基本的にすべての返還請求にかかる裁判費用および日本への渡航・滞在費は自己負担になるようで、返還請求者の金銭的な負担も多大なものになりますよね。

上記の状況も含めて、日本で実際にこの条約に関するケースが増えていくにつれ、様々なことが変化していくことが予想されます。JSSとしましては、クライアントおよび日系コミュニティーに出来るだけ正しい情報を出来るだけ早くに提供できるように心がけたいと思います。

さらにいろいろな情報が
JSSのウェブサイト

<http://www.jss.ca>

でご覧頂けます。

フェイスブックでは
Japanese Social
Services

でご覧ください。

いろいろな情報が盛り
だくさんのブログ

「JSS便り」は、
www.jss.ca/blog

でご覧頂けます。

経験豊富なメンバーやサポーターの方々、関心や問題意識のある方々等からのご意見や様々な情報をお伝えしています。コミュニティーの皆様のご意見や関心ごとが、如何にニーズや要望に合わせたサービスを提供できるかを決めるための要にもなります。皆様の意見を共有できる場とするためにも、皆様よりご意見やご感想をお待ちしております。

JSS 編集後記

編集: 福間美香 寄稿: デービッド・池田、公家孝典 翻訳: 世古有佳里、公家孝典

グラフィックデザイン: アンソニー・リリーフェルト

以上の皆さん、PR委員会、及び職員、ボランティアの方々に感謝します。

Japanese Social Services

6 Garamond Court, Toronto, Ontario M3C 1Z5 • TEL: 416-385-9200 • FAX: 416-385-7124

E-mail: general.jss@gmail.com Website: www.jss.ca